

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、国民健康保険税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険税に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

愛媛県西条市長

## 公表日

令和3年12月21日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による国民健康保険税に関する事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①国民健康保険税の賦課決定・減免に関する事務            ②国民健康保険税に関する証明書の発行に関する事務            ③地方税法に基づく調査に関する事務            ④その他上記事務に関連する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。            ・番号法別表第二に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険税システム/納税管理人システム/収納消込システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税ファイル/納税管理人ファイル/収納消込ファイル/宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条(利用範囲)第1項別表第一第16の項及び同条第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号/総務省令第5号)第16条</li> <li>・西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月21日条例第32号)第4条別表第2の1の項</li> <li>・西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年12月21日規則第36号)第5条第1号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二(以下「法別表第二」という。)第27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)(以下「法別表第二主務省令」という。)第20条</li> </ul> <p>○情報提供の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法別表第二第            1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</li> <li>・法別表第二主務省令第            1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の3,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2の2,59の2の3,59の3,59の4,60条</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	西条市役所財務部市民税課、徴収課
②所属長の役職名	市民税課長、徴収課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所総務部総務課
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所財務部市民税課、徴収課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 合田公昭、納税課長 渡部英泰	市民税課長、納税課長	事後	様式の変更による
平成31年3月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の数字か	平成28年7月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月18日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の数字か	平成28年7月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月18日	IV リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載
令和3年12月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会の根拠 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号別表第二(以下「法別表第二」という。)第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)(以下「法別表第二主務省令」という。)第20条 ○情報提供の根拠 ・法別表第二第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120の項 ・法別表第二主務省令第1.2.3.4.6.7.8.10.12.13.14.16.19.20.21.22.23.25.28.31.32.33.34.35.36.37.38.39.40.43.44.45.47.49.50.51.53.54.55.58.59.60条	○情報照会の根拠 ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号別表第二(以下「法別表第二」という。)第27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号/総務省令第7号)(以下「法別表第二主務省令」という。)第20条 ○情報提供の根拠 ・法別表第二第1.2.3.4.6.8.9.11.16.18.20.23.26.27.28.29.30.31.34.35.37.38.39.40.42.48.53.54.57.58.59.61.62.63.64.65.66.67.70.71.74.80.84.85の2.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.14.115.116.117.120.121の項 ・法別表第二主務省令第1.2.3.4.6.7.8.10.12.13.14.16.19.20.21.22.22の3.22の4.23.24.24の2.24の3.25.26の3.27.28.31.31の2.31の3.32.33.34.35.36.37.38.39.39の2.40.43.43の3.43の4.44.44の3.45.47.49.49の2.51.53.54.55.58.59.59の2の2.59の2の3.59の3.59の4.60条	事後	
令和3年12月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	西条市役所財務部市民税課、納税課	西条市役所財務部市民税課、徴収課	事後	名称の変更
令和3年12月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長、納税課長	市民税課長、徴収課長	事後	名称の変更
令和3年12月21日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ連絡先	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所財務部市民税課、納税課	〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地 西条市役所財務部市民税課、徴収課	事後	名称の変更